

宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

宜野湾市 総務部 防災危機管理室

宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

本公募は宜野湾市の令和8年度当初予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものであります。市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 はじめに

本要領は、宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を募集するために必要な事項を定めるものであり、受託者の選定に当たっては、専門的な知識及び技能、豊富な実績はもとより、創造力、企画構想力、独自提案などを総合的に審査評価して選定する公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務委託

(2) 業務内容

宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

19, 244, 500円

（委託期間を通した合計額。消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

(5) 募集等における主なスケジュール（予定）

公募及び質問受付開始	2月10日（火）
質問受付締め切り	2月27日（金）
質問に対する回答	3月5日（木）

参加申込書・提案書等提出締め切り	3月9日（月）
第一次審査結果通知 ※多数応募の場合実施	3月19日（木）
プレゼンテーション審査（二次審査）	3月27日（金）
第二次審査結果通知（受託候補者決定通知）	3月30日（月）以降

3 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルへの応募者（以下「提案事業者」という。）は、地方公共団体における市区町村地域防災計画、業務継続計画、国土強靭化地域計画の改定に関する高い知見を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないであること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ④ 本市より指名停止措置、または指名回避措置のいずれも受けていない者であること。
- ⑤ 他の地方公共団体において本件に係る業務と同種の業務を受注した実績があること。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独、共同企業体とともに沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。なお、共同企業体の場合の要件は、以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての構成員が①～⑥の要件をみたすものであること。

4 質疑応答

実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり【様式5】質問書を提出すること。なお、審査基準等に関する照会対応は行わない。

- (1) 質問期限：令和8年2月27日（金）午後5時 必着
- (2) 質問方法：件名「宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務公募型プロポーザル質問」とし、【様式5】質問書を「11 事務局」宛に電子メール、又は直接提出する。電子メール後は受信確認の連絡を入れること。
- (3) 回答：令和8年3月5日（木）までに、宜野湾市ホームページ上で回答する。電話、口頭による照会対応は行わない。

5 提案書類の提出

提案事業者は、提出書類の押印箇所に代表者印を押印して次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間
令和8年2月10日（火）から令和8年3月9日（月）午後5時 必着
- (2) 提出方法
「11 事務局」の防災危機管理室に持参して直接提出すること。
- (3) 提出書類
以下の提出書類について、押印箇所には代表者印を押印し提出すること。

No.	提案書類	部数
①	【様式1】参加申込書	1部
②	【様式2】会社概要	1部
③	【様式3】業務実績	1部
④	【様式4】業務実施体制	1部
⑤	提案書（指定様式なし）	10部（正1部、副9部）
⑥	見積書（指定様式なし）	10部

① 【様式 1】参加申込書

本募集要項の参加資格要件に適合していること、及び提出書類の内容に相違がないことを確認のうえ提出すること。

② 【様式 2】会社概要

会社概要を記載すること。

③ 【様式 3】業務実績

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで受託し完了したもの、及び現在受託中の宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務仕様書に記載されている各種計画、又は類似の業務（国民保護計画、市区町村地域防災計画の策定、観光危機管理計画の策定、及び防災に関する計画書等）の実績を記載すること。添付資料として、当該業務を受託したことを確認できる契約書等の写しを添付すること。

④ 【様式 4】業務実施体制

配置する管理技術者、照査技術者及び主任技術者、担当技術者全員を記載すること。添付資料として、資格証明写し等を添付すること。主任技術者は宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務委託仕様書に記載されている各計画策定又は改定支援の経験を記載すること。

⑤ 提案書（指定様式なし）

提案書は、「提案書作成要領」に従って作成すること。

⑥ 見積書（指定様式なし）

- ・宛名は「宜野湾市長」とすること。
- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、更にそれらの合計金額を明記すること。
- ・見積書の提案上限額は 19,244,500 円（消費税及び地方消費税含む）とし、提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・直接経費、直接人件費等の項目について内訳を記載すること。
- ・仕様書に記載のない項目については、提案する内容に沿って積算すること。

（4）提案の辞退

提出書類の提出後に提案を辞退する場合は、【様式 6】辞退届を記載し、事前に「11 事務局」の防災危機管理室に連絡したうえで直接提出すること。

7 審査及び選定に関する事項

資格審査及び一次選定（応募多数の場合のみ）を実施し、宜野湾市地域防災計画見直し等支援業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、二次選定を実施して優先交渉権者を決定する。

（1）資格審査

事務局は、本募集要項に基づき提出された書類により参加資格と提出書類一式の有無を確認し、参加要件を満たした者を審査対象として判定する。

（2）一次選定

「審査評価基準票(一次選定)」に基づき書類審査して評価点を算出し、提案事業者が多数の場合は、合計点の高い上位3者程度を二次選定の対象者として選定する。

また、応募者が1者の場合においてもプレゼンテーションを行うものとし、配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できないものとする。

（3）二次選定

選定委員会において、「審査評価基準票(二次選定)」に基づき書類及びプレゼンテーション審査を実施する。選定委員会の審査採点により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。また、選定委員会による審査は非公開とし、審査経過、審査に関する問い合わせには応じない。

- ① 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- ② 上記①において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- ③ 上記②において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- ④ 上記③において、2位とされた者が同数であった場合、選定委員会で協議を

行い、第1位受託候補者を選定する。

- ⑤ 上記①から②にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。
- ⑥ 日 時：令和8年3月27日（金）※時間については別途通知する。
- ⑦ 場 所：宜野湾市役所 3F 第三常任委員会室（予定）
- ⑧ 時 間：各提案事業者あたりプレゼンテーション25分、質疑応答10分とする。
- ⑨ 方 法：プレゼンテーションは、提出済の提案書の他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）及び図面等による説明を可とするが、追加資料の配布は不可とする。提案説明は、「提案書作成要領」に従って作成した提案書の項目順に行うこと。
- ⑩ 発表者：プレゼンテーション出席者は3名までとする。
- ⑪ 備品等：使用する備品等は全て提案事業者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、コンセント、机、椅子については事務局が用意する。プレゼンテーションの準備時間は5分以内とする。

（4）審査項目及び審査基準

- ① 一次選定は、「審査評価基準票（一次選定）」のとおりとする。
- ② 二次選定は、「審査評価基準票（二次選定）」のとおりとする。

7 選定結果

（1）一次選定結果

令和8年3月19日（木）までに提案事業者全員にメールにて通知する。

（2）二次選定結果

令和8年3月31日（火）（予定）までに二次選定を実施した提案事業者全員にメールにて通知する。また、選定結果については、宜野湾市ホームページに掲載して公表する。

（3）結果の公表

選定結果については、宜野湾市ホームページ上に掲載して公表する。選定結果に関する問い合わせは受け付けしない。

8 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議し契約を締結するものとする。

9 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その提案事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案した場合。
- (2) ひとつの事業者が複数申請した場合。
- (3) 書類等に虚偽の記載をした場合。
- (4) 審査の日時及び場所に出席しない場合。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確である場合。
- (6) その他、本件業務提案に関する条件に違反した場合。

10 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第1号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提案書類等の書類作成、提出に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。また、提出書類は選定結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

11 事務局

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市総務部防災危機管理室(宜野湾市役所本庁舎3階)

担当：阿波連

電話：(098)892-3151（直通）

FAX：(098)892-7022

E-mail : Soumu09@city.ginowan.okinawa.jp